

令和8年度指定管理者サービスチェック

6月29日（月）大野城市いこいの里

◆施設カルテ・・・・・・・・・・・・・・・・P1

◆質疑通告書・・・・・・・・・・・・・・・・P2-6

◆施設別シート・・・・・・・・・・・・P7-41

◇評価シート・・・・・・・・・・・・P7-12

◇アンケート・・・・・・・・・・・・P13-15

◇事業報告書・・・・・・・・・・・・P16-21

◇決算書・・・・・・・・・・・・P22-27

◇労働条件審査チェックシート・・・・・・・・P28

◇関係例規・・・・・・・・・・・・P29-41

施設カルテ

基本事項	施設名称		所在地			
	大野城市いこいの里		大野城市牛頭2472番地62			
	開館時間	休館日	建設年月日	構造		
	10:00～18:00	月曜日・祝日(敬老の日は除く)・12月29日～1月3日	平成7年	RC造		
	床面積	敷地面積	附属施設	施設所管課		
	657.69㎡	4,897㎡	-	すこやか長寿課		
	設置目的	市内の高齢者等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者等の健康で明るい生活に資すること。				
	根拠法令等	大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例、大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例施行規則				
	指定管理者		指定管理者の所在地			
	株式会社トキワビル商会		福岡県飯塚市花瀬32番地1			
施設種類	福祉施設	指定期間	R6 年度～ R8 年度	選定方法	☒ 公募	☐ 非公募
管理者種類	☐ 市内の企業 ☒ 市外の企業 ☐ NPO、ボランティア団体 ☐ 自治会等コミュニティ組織 ☐ 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 ☐ 公的団体(区など)					

施設写真① (外観)	施設写真② (ロビー)
	
施設写真③ (浴室)	施設写真④ (和室)
	

指定管理者サービスチェック質疑通告書（令和8年度）

診断依頼された指定管理者サービスチェックについて、次のとおり質疑通告を行います。

No	施設名称	所 管 課
2	大野城市いこいの里	すこやか長寿課

1 前回講評への対応状況等について

【前回講評・(イ) 次期指定管理者の選定に向けた課題について（一部抜粋）】

- ・「現在実施されている利用者アンケートでは、60歳以上の年齢区分が60歳代、70歳以上の区分しかなく細かい年齢構成が不明であること、延べ利用者数ではなく実利用者（リピーター）数が把握されていないこと、利用していない人のニーズが把握されていないことなどが課題」とあります。
- 上記【前回講評・(イ) 次期指定管理者の選定に向けた課題について（一部抜粋）】への対応として、以下の内容を教えてください。
 - 市内・市外別、都度払い・回数券別、年代別の利用者数（可能であればR3年度以降の推移）
 - 実利用者数
 - ※下記 「図表 利用者数内訳」への入力
 - 利用していない市民のニーズ

（回 答）

●下表のとおり。

利用料金と支払方法でわかる60歳以上と60歳未満で回答します。また、利用者数は延べ利用者数のみの把握となっています。

R7	市内			市外		
	都度	回数券	延利用者	都度	回数券	延利用者
60歳以上	5,640	29,570	35,210	3,735	2,100	5,835
60歳未満	1,761	1,491	3,252			
未就学児	265	-	265			
合計	7,666	31,061	38,727	3,735	2,100	5,835
	44,562					

R6	市内			市外		
	都度	回数券	延利用者	都度	回数券	延利用者
60歳以上	6,922	25,803	32,725	3,178	1,048	4,226
60歳未満	1,973	1,312	3,285			
未就学児	238	-	238			
合計	9,133	27,115	36,248	3,178	1,048	4,226
	40,474					

R5	市内			市外		
	都度	回数券	延利用者	都度	回数券	延利用者
60歳以上	6,622	20,801	27,423	1,591	686	2,277
60歳未満	1,947	758	2,705			
未就学児	351	-	351			
合計	8,920	21,559	30,479	1,591	686	2,277
	32,756					

R4	市内			市外		
	都度	回数券	延利用者	都度	回数券	延利用者
60歳以上	4,670	12,700	17,370	772	241	1,013
60歳未満	982	269	1,251			
未就学児	159	-	159			
合計	5,811	12,969	18,780	772	241	1,013
	19,793					

R3	市内			市外		
	都度	回数券	延利用者	都度	回数券	延利用者
60歳以上	5,965	11,183	17,148	413	44	457
60歳未満	713	163	876			
未就学児	136	-	136			
合計	6,814	11,346	18,160	413	44	457
	18,617					

●大野城市公共施設再編計画市民アンケート調査結果（令和6年12月）によると、過去1年間本施設を利用しなかった比率は93.5%（全回答数1,009人）であり、本施設を利用しない理由の1位が「利用する必要がない（72.2%）」、2位が「施設の存在やサービスの内容を知らない（25.2%）」、3位が「住まいからの距離が遠い（2.8%）」（複数回答）であり、施設を利用していない市民のニーズは低いという結果となっています。なお、他自治体の老人福祉センターでは、各家庭における風呂の設置率の向上などから、施設が廃止となっています。

- 「施設・設備が、お風呂、カラオケ、囲碁、将棋など従来からのニーズに応えるものであるため、新たな利用者の獲得のためには、スマートフォン教室などの新たなサービスを検討することも必要」とあります。
- 新たなサービスとして実施した内容と、利用者の反応、新たな利用者獲得に対する効果を教えてください。

（回 答）

- スマートフォン教室はシルバー人材センターが実施していることもあり、当施設で実施しても参加者が集まらないことから断念し、同センターのチラシ掲示を行っています。
- ソフトダーツイベント（毎月）：数十名の参加です。
- ハロウィンイベント（10月）：子連れの利用者へお菓子のプレゼントは好評です。
- お盆期間のカラオケ2曲（一人）無料サービス：好評です。
- 上記サービスなどの取り組みにより、新たな利用者の獲得ができていることや、入浴利用者の増加により、浴場施設の広さやお湯の供給量を超える利用があることから、新たな利用者の獲得について思慮しています。

2. 事業報告書について

- 市外利用者の居住地について、多い順に教えてください。

（回 答）

- ①筑紫地区（8.3%）②福岡市（3.8%）、②その他（3.8%）

※（ ）内は令和7年度利用者アンケート結果の割合

- 「15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策」で、「＜改善課題とその対策＞ 入浴利用者数が増加傾向であり、浴室・浴場の混雑に対する安全確保や、使用湯量増加による機器にかかる負荷緩和のため、入浴時間の変更（指定管理者の判断により通常の入浴時間を待たずに浴場の利用を停止）が必要」とあります。
- 入浴利用者数の推移が、新型コロナ禍の行動制限解除後の令和5年度以降、大幅な増加が続いています。増加の要因を教えてください。

（回 答）

- 令和6年度末に近隣自治体の同様の施設が施設の改修等で同時に利用中止となったことにより、いこいの里へ市外利用者が集まったこと。またその市外利用者が継続して利用し続けていることが一因として考えられます。
- また、施設の居心地や従業員のサービスの良さが口コミ等により広まった結果であるとも考

えられます。

- 回数券の値段・枚数等の情報が、ホームページ等で見当たりません。どこに情報が掲載されているのか、教えてください。もしホームページ等に掲載されていない場合は、値段・枚数等を教えてください。

(回 答)

●回数券の値段、枚数等の情報は、施設内に一覧表を掲示し周知しています。

●100 円券（市内 60 歳以上）12 枚 1,000 円、200 円券（市内 60 歳未満）12 枚 2,000 円、300 円券（市外）12 枚 3,000 円となっています。

- 「17. 自主事業実施状況」では、毎月 26 日をお風呂の日とし、同日回数券購入者に無料券 2 枚をプレゼントとあります。「15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策」で、「＜改善課題とその対策＞ 入浴利用者数が増加傾向であり、浴室・浴場の混雑に対する安全確保や、使用湯量増加による機器にかかる負荷緩和のため、入浴時間の変更（指定管理者の判断により通常の入浴時間を待たずに浴場の利用を停止）が必要」とあるにも関わらず、無料券 2 枚のプレゼントを実施している理由を教えてください。

(回 答)

●継続して利用する方へのサービスや、施設の事業目標である利用者数の向上、売り上げを確定させることによる指定管理者の収入の安定化を図るために実施しています。

3. 収支明細書について

- 事務費・賃借料として 1,235 千円が支出されています。何に関する賃借料ですか。

(回 答)

●カラオケ機器やマット等のリース料となっています。

- 管理費・業務委託費として 3,311 千円が支出されています。主な委託業務の名称・金額・委託先選定方法を教えてください。

(回 答)

●委託先については、㈱トキワビル商会と各種取引実績があり且つ信用のおける業者が選定されています。

●委託業務の名称、金額、委託先は下表のとおり。

大野城市いこいの里 再委託業者一覧

	業務名	頻度(回/年)	業者名	電話番号	委託料
委託	貯湯槽 清掃	1	東機械工業	092-441-6306	¥1,395,900
委託	貯水槽 清掃	1	東機械工業	092-441-6306	
委託	ろ過装置保守点検	4	東機械工業	092-441-6307	
委託	ろ材交換	3年毎	東機械工業	092-441-6307	
委託	配管洗浄業務	2	東機械工業	092-441-6308	
委託	清掃業務(草刈業務)	2	原田美創	0948-72-3464	¥200,000
委託	清掃業務(館内清掃)	4	原田美創	0948-72-3465	¥200,000
委託	サウナ機器運転調整 保守点検	3	ワイテック	092-596-3001	¥220,000
委託	空調機器保守点検	2	甲斐電機	0948-23-7474	¥385,000
委託	電気設備(キュービクル等)設備点検	12	西日本電気保安協会	092-283-3923	¥145,200
委託	水質検査(浴槽水、スチームサウナ、飲料水)	2	CRC	092-623-2211	¥144,100
委託	消防用設備保守(6月機器、12月総合)	2	寿防災メンテナンス	092-292-8460	¥110,000
委託	機械警備業務	通年	総合警備保障	093-511-1133	¥112,200
委託	その他				¥399,410
合計					¥3,311,810

- (対所管課に対する質問)令和7年度は、支出合計31,578千円、延べ利用者数44,562人、延べ利用者1人当たりの支出額708円です。大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例の第1条で、「老人福祉法・・・、市内の高齢者等に対して・・・」とあり、主な目的対象である市内高齢者が100円という低廉な料金で利用できることは理解できます。しかし、市外利用者が300円と利用者1人当たり支出額(コスト)708円の42%と低い水準に留めている理由が理解できないので、教えてください。

(回 答)

- 他自治体と比較して妥当な利用料であることや、市外住民の利用により、大野城市の施策をPRするねらいなどにより、このような料金設定としています。
- 平成24～27年度のコストは650円程度、平成28年度以降700円台となり、コロナ禍時は1,200円台となりましたが、令和7年度は平成28年度以降もっとも低コストとなっており、物価高騰等を考慮すればコストの水準に大きな変動はないと考えられます。しかしながら、施設の老朽化が進み維持管理等の増加が見込まれていることから、施設のあり方や利用料金等の検討が必要と考えています。

以上

【別添5】

施設の管理運営に関する評価シート

基本事項	No.	施設名称		部(局)名	課(室)名		
	1	大野城市いこいの里		すこやか福祉部	すこやか長寿課		
	指定管理者名称			指定管理者の所在地			
	株式会社 トキワビル商会			福岡県飯塚市花瀬32-1			
	総合計画における位置づけ	ライフステージ	03 誰もが自分らしくすこやかに生活できるまちづくり				
		方針	いつまでもすこやかで心豊かな生活を支援する				
		取組	市民に寄り添った健康サポート				
	施設種類	社会福祉施設	指定期間	6 年度 ~ 8 年度	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募	
管理者種類	☐ 市内の企業 ☒ 市外の企業 ☐ NPO、ボランティア団体 ☐ 自治会等コミュニティ組織 ☐ 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 ☐ 公的団体(区など)						

利用状況	事業内容	(1)高齢者の疾病の予防又は治療に関する相談に応じ、適切な援助及び指導を行うこと。 (2)高齢者の日常生活に必要な能力の回復及び心身機能の向上のための訓練の援助を行うこと。 (3)その他、大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例第1条に定める設置目的を達成するために必要なこと。																																				
	利用者数	【令和7年度 利用者数】 <table border="1"> <tr> <td>市内60歳以上</td> <td>5,640人(6,922人)</td> <td>前年比</td> <td>81.5%</td> </tr> <tr> <td>市内60歳未満</td> <td>1,761人(1,973人)</td> <td>前年比</td> <td>89.3%</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>265人(238人)</td> <td>前年比</td> <td>111.3%</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>3,735人(3,178人)</td> <td>前年比</td> <td>117.5%</td> </tr> <tr> <td>回数券60歳以上</td> <td>29,570人(25,803人)</td> <td>前年比</td> <td>114.6%</td> </tr> <tr> <td>回数券60歳未満</td> <td>1,491人(1,312人)</td> <td>前年比</td> <td>113.6%</td> </tr> <tr> <td>回数券市外</td> <td>2,100人(1,048人)</td> <td>前年比</td> <td>200.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>44,562人(40,474人)</td> <td>前年比</td> <td>110.1%</td> </tr> </table>						市内60歳以上	5,640人(6,922人)	前年比	81.5%	市内60歳未満	1,761人(1,973人)	前年比	89.3%	幼児	265人(238人)	前年比	111.3%	市外	3,735人(3,178人)	前年比	117.5%	回数券60歳以上	29,570人(25,803人)	前年比	114.6%	回数券60歳未満	1,491人(1,312人)	前年比	113.6%	回数券市外	2,100人(1,048人)	前年比	200.4%		44,562人(40,474人)	前年比
市内60歳以上	5,640人(6,922人)	前年比	81.5%																																			
市内60歳未満	1,761人(1,973人)	前年比	89.3%																																			
幼児	265人(238人)	前年比	111.3%																																			
市外	3,735人(3,178人)	前年比	117.5%																																			
回数券60歳以上	29,570人(25,803人)	前年比	114.6%																																			
回数券60歳未満	1,491人(1,312人)	前年比	113.6%																																			
回数券市外	2,100人(1,048人)	前年比	200.4%																																			
	44,562人(40,474人)	前年比	110.1%																																			

収支状況	指定管理者の収入	総額	33,145 千円	(内訳) (指定管理者)交付金 27,120 千円 利用料金収入 5,423 千円 自主事業収入 602 千円 その他収入 0 千円	
	指定管理者の支出	総額	31,578 千円	(内訳) 人件費 10,599 千円 事務費 3,772 千円 管理費 16,636 千円 自主事業費 571 千円	
	当期純利益	1,566 千円	前期繰越損益	0 千円	当期末処理損益

チェックシート結果 (自動表示)	160.0 点 / 200.0 点		→	総合評価 (自動表示)	S	達成率 S:80%以上 A:60%以上 B:40%以上 C:40%未満
	施設の維持管理	81.3 / 100.0	施設サービス	41.3 / 50.0	業務運営体制	37.5 / 50.0
利用者満足度 【最高点2点、最低点-2点】 (自動表示)	総合的評価 (満足度)	施設の評価	1.13 点	総合的評価 (必要度)	1.73 点	
改善点 (不適切な部分及び改善内容等を記述)						
改善手順・期間						

施設の管理運営に関するチェック項目

評価対象	配点	評価の視点・項目	確認方法	評価	点数 (自動計算)
施設の維持管理内容	協定遵守	20 ・協定に定めた業務が、適正な水準で確実に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	15.00 / 20.0
	法令等遵守	10 ・法令等の改正への対応や通知等の取り扱いが適切か ・法令等遵守に関するマニュアル等が整備されているか ・法令等遵守のための職員研修が計画的に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	個人情報の保護	5 ・法令等に基づき、個人情報の取り扱いが適切か ・個人情報保護に関するマニュアル等が整備されているか ・個人情報保護のための職員研修が計画的に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	公金処理	10 ・定められた料金を適正に収受しているか ・利用料金の還付や減免処理など適切に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	利用許可	5 ・利用許可又は不許可は適切に行われているか ・利用者から利用許可に関する苦情等がないか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	安全管理	15 ・安全管理のための行動計画やマニュアル等が整備されているか ・それらに沿った安全対策が適切に実施されているか ・防災訓練等が計画的に実施されているか ・業務従事者に対する、安全教育が適切に実施されているか ・職員不在時の警備体制や鍵の管理が適切か 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	衛生管理	15 ・衛生管理に向けた行動計画やマニュアル等が整備されているか ・それらに沿った衛生管理が適切に実施されているか ・衛生管理の責任者が明確で、衛生管理に必要な人員、有資格者などが適正に配置されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 - 水質管理が行き届いており、また衛生事故があった場合は、迅速に対応している。	書類・ヒアリング	S	15.00 / 15.0
	美化清掃	10 ・整理整頓・清掃がなされ、美観を損なっていないか ・施設、設備、備品等の保守点検業務は適切に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 - アンケート集計結果から満足度が高く、施設内外ともに清掃が行き届いている。	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
施設サービス内容	環境配慮	10 ・公害防止、省エネへの取組が積極的に実施されているか ・廃棄物処理が適正に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	利用者範囲	5 ・事業の目的と比較して、利用者の範囲は適切か ・広範で適切な広報活動を実施しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	サービス内容	15 ・利用者数を増加させるための努力が実施されているか ・行政が直営する場合と比べて、サービス内容の拡大などサービスの質を高める工夫があるか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 - アンケート集計結果から満足度が高く、また意見でもよい意見がみられる。	書類・ヒアリング	S	15.00 / 15.0
	職員育成	10 ・職員の研修体制が整備されているか ・職員は、業務に即した資格や専門知識を有しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0

施設サービス内容	ニーズの把握・活用	10	・ 利用者の意見や要望が、アンケート等で把握されているか ・ アンケートや住民等の苦情を、業務改善に役立てているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	地域協働	10	・ 地域の社会活動へ参加しているか ・ 地域に貢献する事業を実施しているか ・ 地元からの雇用、物資調達等を積極的に実施しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
実施体制等	実施体制	10	・ 統括責任者が明確で、責任の所在が明らかであるか ・ 業務遂行上に必要な職員数が配置されているか ・ 経理などの各種帳簿が作成され、適切に保管されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	市との連絡	10	・ 年次(期別・月次)報告等の報告が、市に適切に提出されているか ・ 代表者の変更など重要事項の変更の届出が実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	7.50 / 10.0
	緊急時対応	5	・ 緊急時の連絡体制、初動体制が整備されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	3.75 / 5.0
	再委託	5	・ 指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか ・ 再委託する場合に適切な届出が実施されているか ・ 再委託先から業務報告を受けるなど、再委託先の管理は適切か 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	経営状況	10	・ 直近の財務諸表等が提出され、財務状況に不安はないか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	7.50 / 10.0
	収支妥当性	10	・ 収支積算が妥当で、業務改善や経費削減の工夫があるか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	7.50 / 10.0
合計		200 点満点(「該当なし」がない場合) ※小数点第二位四捨五入				160.0 / 200.0
所見		指定管理業務については、特段問題なく遂行されている。				

次頁チェック項目の評価(S・A・B・C)の意味

- S** 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準より効率的・効果的に実施されており、高く評価できる。
- A** 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準どおりに実施されている。
- B** 概ね適切に実施されている。一部に不適切な部分を確認されたが、現在改善中あるいは既に改善済である。
- C** 不適切な部分を確認されたため改善を指示したが、未対応あるいは改善の見込みがない。

指定管理業務進捗管理

1. 業務概要

指定管理業務	施設の管理運営に関する業務
目的	市内の高齢者等に対して、各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための機会を提供することにより、高齢者等が健康で明るい生活を送れるようにする。
対象	いこいの里利用者（おおむね60歳以上の者 他）
手段	利用料の徴収を伴う、施設運営 （利用料：60歳以上…100円・その他の者…200円・市外居住者…300円） ※就学前は無料（市内外問わず）
期待される成果	高齢者等が健康で明るい生活を送ることができる。

2. 成果の状況（アウトプット、アウトカム）

	指標名	単位	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動 指標①	いこいの里修繕依頼 等対応率	%	100	100	100	100	100	100
				100	100	100	100	100
活動 指標②								
成果 指標①	いこいの里利用者	人	40500	25,235	25,270	25,305	34,500	40,000
				18,617	19,793	32,756	40,474	44,562
成果 指標②								
上記指標 に表れな い成果等								

3. 担当課所見

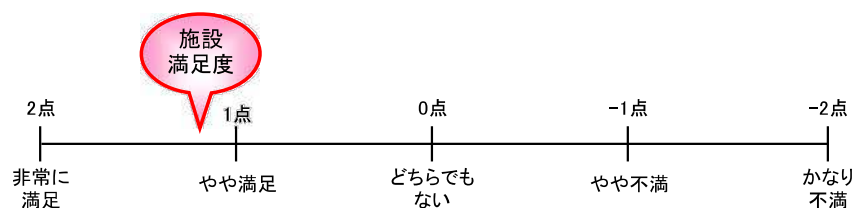
担当課評価	指定管理者として行うべき業務について、特段問題なく遂行されている。
-------	-----------------------------------

利用者満足度(利用者アンケートより)

サンプル数: 313

■総合的評価(満足度)

①【施設の評価】満足度総合評価: 1.13 点



	アンケート結果より						
	①	②	③	④	⑤	合計(a)	
①情報の入手しやすさ	非常に満足(2点)	124	141	179	153	120	717 (46%)
②施設のアクセスの利便性	やや満足(1点)	74	61	85	98	89	407 (26%)
③施設の清潔さ	どちらでもない(0点)	93	82	48	58	73	354 (23%)
④設備の整備情報	やや不満(-1点)	10	27	1	3	25	66 (4%)
⑤開館期日・時間の適正さ	かなり不満(-2点)	0	2	0	1	6	9 (1%)
	無回答(点数なし)	12	0	0	0	0	12
	有効回答数合計(※無回答を除いた数)	301	313	313	313	313	1553

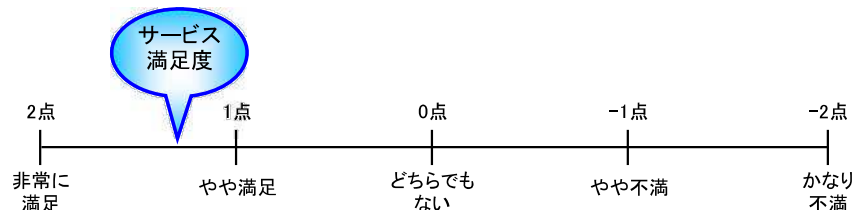
※満足度

= (a) × 各項目の点数 ÷ 有効回答数

= (717 × 2点 + 407 × 1点 + 354 × 0点 + 66 × -1点 + 9 × -2点) ÷ 1553

= 1.13

②【サービスの評価】満足度総合評価: 1.36 点



	アンケート結果より					
	①	②	③	④	合計(a)	
①利用手続きの簡便さ	非常に満足(2点)	173	189	122	229	713 (57%)
②基本的なサービス	やや満足(1点)	80	76	85	51	292 (23%)
③イベントなどの付加的サービス	どちらでもない(0点)	57	46	104	28	235 (19%)
④利用料金の適切さ	やや不満(-1点)	3	2	0	3	8 (1%)
	かなり不満(-2点)	0	0	2	2	4 (0%)
	無回答(点数なし)	0	0	0	0	0
	有効回答数合計(※無回答を除いた数)	313	313	313	313	1252

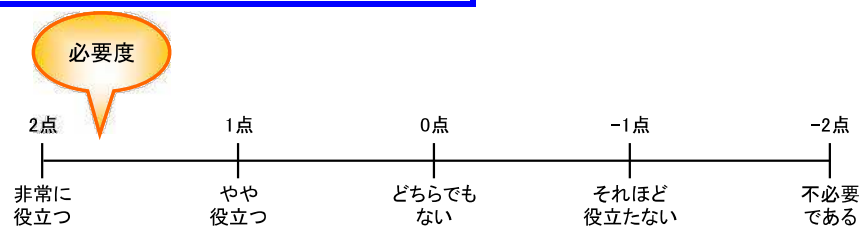
※満足度

= (a) × 各項目の点数 ÷ 有効回答数

= (713 × 2点 + 292 × 1点 + 235 × 0点 + 8 × -1点 + 4 × -2点) ÷ 1252

= 1.36

■総合的評価(必要度): 1.73 点



	アンケート 結果より 人数 (a)	
非常に役立つ(2点)	238	(76%)
やや役立つ(1点)	65	(21%)
どちらでもない(0点)	10	(3%)
それほど役立つ(-1点)	0	(0%)
不必要である(-2点)	0	(0%)
無回答(点数なし)	0	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	313	

※必要度

= (a) × 各項目の点数 ÷ 有効回答数

= (238 × 2点 + 65 × 1点 + 10 × 0点 + 0 × -1点 + 0 × -2点) ÷ 313

= 1.73

利用者アンケート集計結果（サンプル）

施設名（大野城市いこいの里）

【調査の概要】

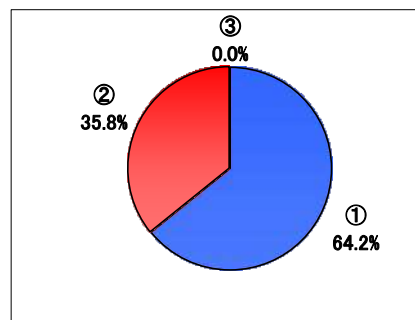
1. 期間 2025/9/14(日)、20262/18(水)～2/21(土)
2. 対象 来館利用のお客様(192+121=313人)

1. あなたのことをお尋ねします。（それぞれ、○を1つ付けてください。）

性 別

① 男 ② 女 ③ 無回答

	①	②	③	計
人数	201	112	0	313
%	64.2%	35.8%	0.0%	100.0%

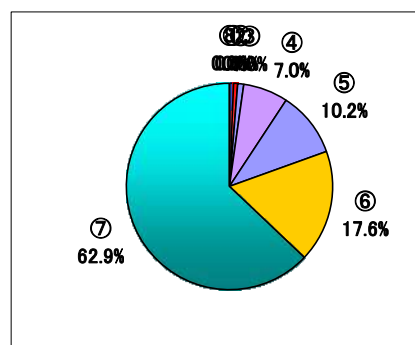


年 代

①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代

⑥60歳代 ⑦70歳以上 ⑧無回答

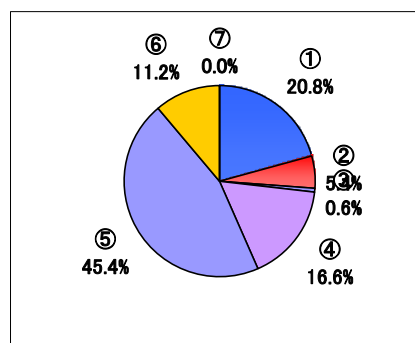
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	2	2	3	22	32	55	197	0	313
%	0.6%	0.6%	1.0%	7.0%	10.2%	17.6%	62.9%	0.0%	100.0%



ご職業

①会社員 ②自営業 ③学生 ④主婦・主夫 ⑤無職 ⑥その他 ⑦無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
人数	65	17	2	52	142	35	0	313
%	20.8%	5.4%	0.6%	16.6%	45.4%	11.2%	0.0%	100.0%



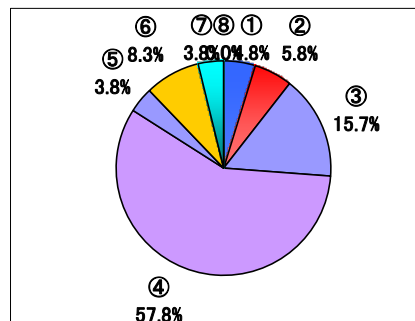
ご住所

①大野城市内北地区 ②大野城市内東地区 ③大野城市内中央地区

④大野城市内南地区 ⑤福岡市

⑥筑紫地区(春日市・太宰府市・筑紫野市・那珂川市) ⑦その他 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	15	18	49	181	12	26	12	0	313
%	4.8%	5.8%	15.7%	57.8%	3.8%	8.3%	3.8%	0.0%	100.0%

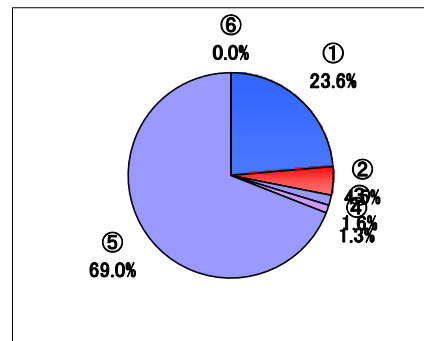


2. 今日はどういうように来られましたか。(該当するものに○をつけて下さい)

ご一緒の方は

①家族・親戚 ②友人・知人 ③仕事の仲間 ④趣味の仲間 ⑤その他 ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	74	14	5	4	216	0	313
%	23.6%	4.5%	1.6%	1.3%	69.0%	0.0%	100.0%

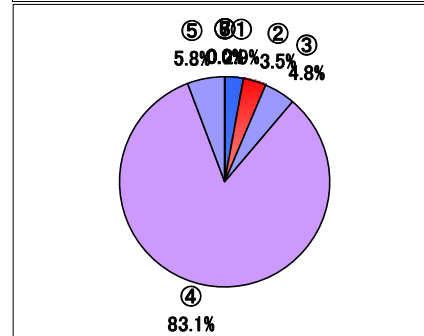


交通手段は

①徒歩 ②自転車 ③原付・バイク ④自家用車

⑤バス ⑥電車 ⑦その他 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	9	11	15	260	18	0	0	0	313
%	2.9%	3.5%	4.8%	83.1%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

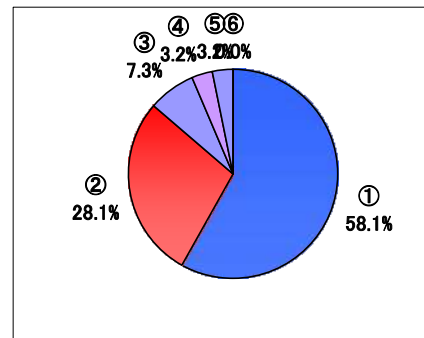


所有時間は

①15分以内 ②15～30分 ③30～45分

④45分～1時間 ⑤1時間以上 ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	182	88	23	10	10	0	313
%	58.1%	28.1%	7.3%	3.2%	3.2%	0.0%	100.0%



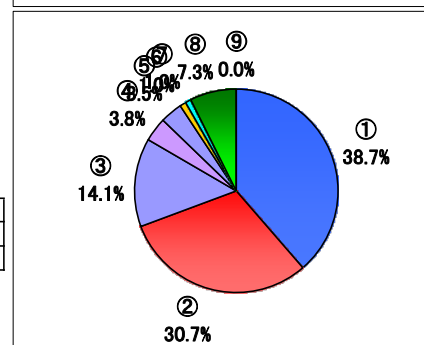
3. ご利用回数についてお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

普段の利用は

①週に3回以上 ②週に1～2回 ③月に2～3回 ④月に1回

⑤2～3ヶ月に1回 ⑥半年に1回 ⑦1年に1回 ⑧ほとんど利用しない ⑨無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
人数	121	96	44	12	11	3	3	23	0	313
%	38.7%	30.7%	14.1%	3.8%	3.5%	1.0%	1.0%	7.3%	0.0%	100.0%

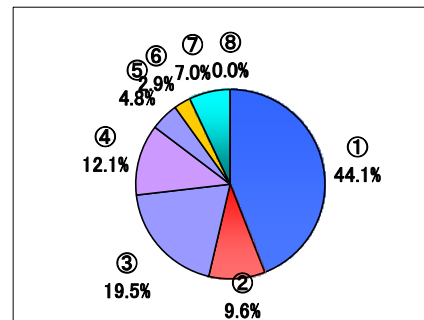


初めて利用したのは

①5年以上前 ②3～5年前 ③1～3年前 ④半年～1年前

⑤1ヶ月～半年前 ⑥1ヶ月以内 ⑦今回初めて利用した ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	138	30	61	38	15	9	22	0	313
%	44.1%	9.6%	19.5%	12.1%	4.8%	2.9%	7.0%	0.0%	100.0%

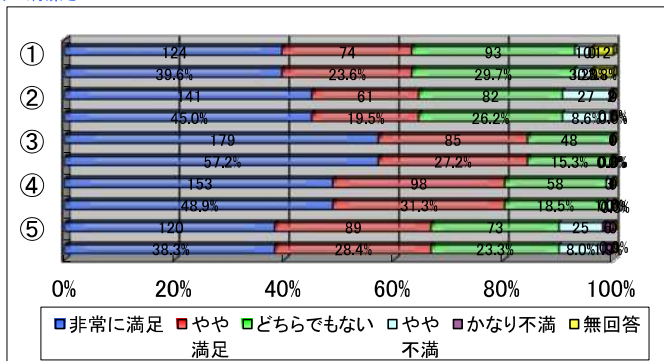


4. 施設・サービスの満足度をお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

施設の評価

①情報の入手しやすさ ②施設のアクセスの利便性 ③施設の清潔さ
④設備の整備情報 ⑤開館期日・時間の適正さ

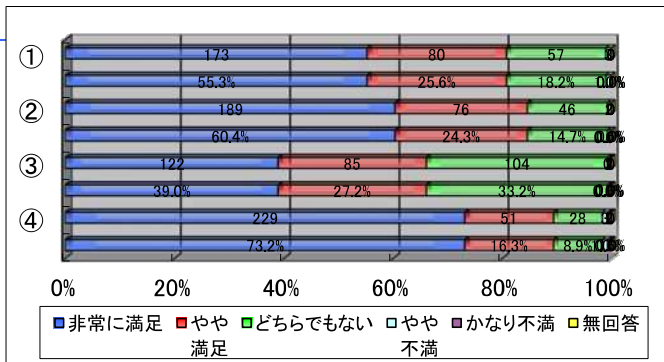
	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	124 39.6%	74 23.6%	93 29.7%	10 3.2%	0 0.0%	12 3.8%
②	141 45.0%	61 19.5%	82 26.2%	27 8.6%	2 0.6%	0 0.0%
③	179 57.2%	85 27.2%	48 15.3%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%
④	153 48.9%	98 31.3%	58 18.5%	3 1.0%	1 0.3%	0 0.0%
⑤	120 38.3%	89 28.4%	73 23.3%	25 8.0%	6 1.9%	0 0.0%



サービスの評価

①利用手続きの簡便さ ②基本的なサービス ③付加的サービス
④利用料金の適切さ

	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	173 55.3%	80 25.6%	57 18.2%	3 1.0%	0 0.0%	0 0.0%
②	189 60.4%	76 24.3%	46 14.7%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%
③	122 39.0%	85 27.2%	104 33.2%	0 0.0%	2 0.6%	0 0.0%
④	229 73.2%	51 16.3%	28 8.9%	3 1.0%	2 0.6%	0 0.0%

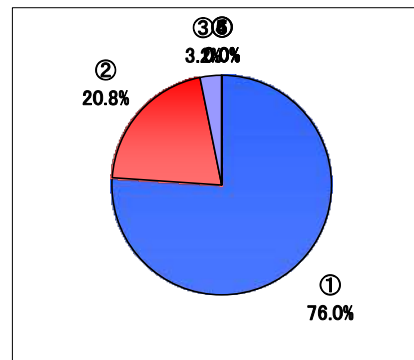


5. 施設・サービスの必要度をお尋ねします。(○を1つ付けて下さい。)

この施設はあなたにとって

①非常に役立つ ②やや役立つ ③どちらでもない
④それほど役立つ ⑤不必要である ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	238	65	10	0	0	0	313
%	76.0%	20.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



【別添4】

事業報告書

記入年月日	令和 8 年 5 月 11 日
報告期間	令和 7 年度

1. 施設の概要

施設名称	大野城市いこいの里	所管課名	すこやか長寿課
所在地	大野城市大字牛頸2427番62他		
施設目的	市内の高齢者等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者等の健康で明るい生活に資すること。		
施設概要 (敷地面積等)	建物ー鉄筋コンクリート造 1階建 657.69㎡ 附属設備等 土地ー4,897㎡		

2. 指定管理者の概要

名称	株式会社トキワビル商会	代表者名	斎藤 正宏
所在地	福岡県飯塚市花瀬32ー1		
電話番号	0948-22-1718	FAX番号	0948-22-1719

3. 指定管理の概要

指定期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日		
開園・館時間	10時～18時	休園・館日	月曜日、12月29日～1月3日、祝日(敬老の日除く)
管理体制 (職員数、勤務体制等)	正社員1名、パート4名(受付事務3名、清掃作業員1名) 合計5名 正社員と受付事務パート3名はシフト制勤務		
管理業務 の内容	①高齢者の疾病の予防又は治療に関する相談対応・援助・指導業務、または当該事項を所管している市窓口等を紹介する情報提供業務 ②高齢者の日常生活に必要な能力の回復及び心身機能の向上のための訓練の援助業務、または当該事項を所管している市窓口等を紹介する情報提供業務 ③本施設の使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 ④本施設の使用に係る利用料金に関する業務 ⑤本施設の維持保全に関する業務 ⑥その他必要と認める業務		
再委託の有無	☒ あり ☐ なし	再委託先の業務名	空調点検含め20件

4. 施設の利用状況

利用人数	44562 人		
利用者内訳	【令和7年度 利用者数】 市内60歳以上 5,640人(6,922人) 前年比 81.5% 市内60歳未満 1,761人(1,973人) 前年比 89.3% 幼児 265人(238人) 前年比 111.3% 市外 3,735人(3,178人) 前年比 117.5% 回数券60歳以上 29,570人(25,803人) 前年比 114.6% 回数券60歳未満 1,491人(1,312人) 前年比 113.6% 回数券市外 2,100人(1,048人) 前年比 200.4% 44,562人(40,474人) 前年比 110.1%		

5. 収支状況

指定管理者 の収入	総額		33,145 千円	(内訳)	指定管理者交付金	27,120 千円
					利用料金収入	5,423 千円
					自主事業収入	602 千円
					その他収入	0 千円
指定管理者 の支出	総額		31,578 千円	(内訳)	人件費	10,599 千円
					事務費	3,772 千円
					管理費	16,636 千円
					その他支出	571 千円
当期純利益	1,566 千円	前期繰越損益	0 千円	当期未処理損益	1,566 千円	

6. 市民や利用者の満足度の把握状況

アンケート実施の有無	☒ 実施した ☐ 実施せず	アンケート実施時期	令和7年9月14日、令和8年2月18日～21日
アンケート の内容及 び結果	別紙のとおり 令和7年9月14日(日):回収数192人 令和8年2月18日(水)～21日(土):回収数121人 合計313人		

7. 法令等遵守、個人情報保護に関する取組状況

法令等遵守に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
個人情報保護に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし

8. 施設管理に関する取組状況

施設管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☐ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
(具体的取組内容)	
施設の維持管理のため、次の各種点検保守業務を実施した ①日常清掃(毎日) ②定期清掃(4回/年:6月9月12月3月実施) ③警備(機械警備等) ④貯湯槽(1回/年:9月実施)・受水槽清掃(1回/年:12月実施) ⑤草刈作業(2回/年:7月11月実施・随時) ⑥浴槽清掃(毎日・毎週:月曜日実施) ⑦空調機保守点検(2回/年:5月10月実施) ⑧水質検査(レジオネラ菌)(2回/年:5月11月実施) ⑨水質検査(飲料水)(2回/年:5月11月実施) ⑩電気保安点検(毎月) ⑪消防設備点検(2回/年:6月12月実施) ⑫ろ過器保守点検(4回/年:4月7月10月1月実施) ⑬自動残留塩素計保守点検(4回/年:6月9月12月3月実施) ⑭サウナ保守点検(3回/年:6月10月2月実施) ⑮自動ドア保守点検(2回/年:8月2月実施) ⑯浴槽循環配管洗浄(2回/年:5月11月実施) ⑰塵芥処理 ⑱大野城太宰府環境施設組合・いこいの里入口施設 ⑲AED設置 ⑳害虫駆除(追加事項、2回/年:5月10月実施) ㉑自動券売機点検(追加事項、1回/年:6月実施) ㉒ろ材交換(砂ろ材、1回(3年毎)/10月実施)	

9. 防犯、防災、危機管理に関する取組状況

防犯、防災、危機管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり	☒ 職員に対する研修あり	☐ 特になし
(具体的取組内容)			
①消防設備の点検を実施(火災報知器の不具合:修繕済み) ②消防訓練の実施(5月・3月実施) ③施設用鍵の使用者確認を実施			

10. 衛生管理に関する取組状況

衛生管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり	☐ 職員に対する研修あり	☐ 特になし
(具体的取組内容)			
①浴場の衛生管理には細心の注意払い、担当課の指示の元、水質検査、レジオネラ属菌検査を定期的に行うとともに、浴槽については毎週月曜日(休館日)に清掃及び消毒を実施 また、残留塩素・温度を毎日4回測定し異常がないかチェックし、測定値に関しては本社報告及びファイリング保管 ②休館日の浴室・浴槽の清掃を徹底、シャワーヘッドは次亜塩素の希釈液による消毒 ③日々の洗い場徹底及び側溝の次亜塩素の希釈液による消毒 ④継続した感染症対策を実施の継続 ・消毒アルコールの設置(利用者用)、床マットの交換、トイレ衛生器具管理などを実施 ・職員にマスク着用を推奨 ・マッサージ機、ヘルストロン等の消毒(随時)			

11. 職員の育成・研修の実施状況

①館長及び職員に業務基礎研修を実施 ②新人採用に伴う新人研修を実施 ③消防訓練(5月・3月)を実施

12. 施設の利用促進に関する実施状況

イベント・教室・カラオケ等の事業の実施(16.指定管理事業実施状況、17.自主事業実施状況参照)
--

13. 地域協働に関する取組状況

①市内老人クラブにイベント案内を実施 ②月の浦子供会にハロウィンイベントの場所を提供

14. 環境への配慮に関する取組状況

①ゴミ分別の実施 ②館内省エネの実施(節電)及び館内に節電ポスターを掲示し利用者にも協力を呼び掛け ③害獣(いのしし及び小動物)が出没の為、草刈・除草対策を継続的に実施 ④節水の呼びかけ
--

15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策

＜令和7年度に実施した修繕項目＞

- ①薬注ポンプ減圧弁修理(4月)
- ②ミストサウナ(女性側)タール・コーキング補修(大野城市 4月)
- ③ろ過ポンプ圧力計交換修理(4月)
- ④節水器点検(4月)
- ⑤脱衣所(女性側)雨漏り修繕(大野城市)
- ⑥ミストサウナ(女性側)タール・ストッパー設置補修(大野城市)
- ⑦露天風呂簡易サンシェード設置(6月)
- ⑧浴室用イス全交換(6月)
- ⑨ミストサウナ(男性側)照明交換修理(6月)
- ⑩受水槽バルブ修理(6月)
- ⑪ミストサウナ(女性側)タール対策工事(大野城市 6月7月)
- ⑫ガードセンサー取り外し(6月)
- ⑬エアコン取り付け(7月)
- ⑭ミストサウナ用ポンプ交換修理(8月)
- ⑮男性サウナ 火災報知器修理(大野城市 12月)
- ⑯熱源制御盤 貯湯槽湯温設定プログラム変更(12月)
- ⑰サウナ スチーム湯沸かし器 点検清掃(3月)
- ⑱男性サウナ 床面側溝工事(大野城市 3月)
- ⑲男性脱衣所洗面台排水配管交換修理(3月)

＜改善課題とその対策＞

入浴利用者数が増加傾向であり、浴室・浴場の混雑に対する安全確保や、使用湯量増加による機器にかかる負荷緩和のため、入浴時間の変更(指定管理者の判断により通常の入浴時間を待たずに浴場の利用を停止)が必要である。

16. 指定管理事業実施状況(報告期間年度分)【※枠が足りない場合は、適宜追加してください。】

事業名	囲碁・将棋	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	毎日	実施回数	毎日	
対象人数	施設利用者対象	参加人数	都度貸し出し	
事業費計	0 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	囲碁・将棋については、距離感を取り実施。			

17. 自主事業実施状況

事業名	商品販売(売店)	参加人数	－
実施時期	毎日	実施回数	毎日
事業内容	菓子、カップラーメン、石鹸、タオル、ヒゲソリ、ジュース、ラムネなど利用者に喜ばれる商品を安価に販売		

事業名	七夕飾り	参加人数	－
実施時期	7月	実施回数	1回
事業内容	館内に七夕飾りを設置、願い事を書いてもらう		

事業名	麻雀利用	参加人数	都度貸し切り
実施時期	不定期	実施回数	1回／週
事業内容	麻雀用具持参、場所のみ 予約貸し切り		

事業名	季節の湯	参加人数	2,018名
実施時期	毎月	実施回数	12回
事業内容	①内 容 4月(桜の湯)、6月(アロマラベンダーの湯)など季節湯を楽しんで頂く ②利用料 無料(入館料は別途必要)		

事業名	変わり湯	参加人数	389名
実施時期	毎月	実施回数	2回
事業内容	①内 容 入浴剤を使用して毎月実施(一番茶の湯、ばらの香り湯)。 ②利用料 無料(入館料は別途必要) ※「香り(匂い)が苦手」とお客様から大野城市へ要望があり 6月から休止中		

事業名	敬老の日感謝祭	参加人数	195名
実施時期	9月14日(日)	実施回数	1回
事業内容	①内 容 入館料無料 感謝祭実施 ②利用料 無料		

事業名	法律無料相談会	参加人数	3名
実施時期	毎月	実施回数	4回: 不定期開催(開催日は事前告知)
事業内容	①内 容 行政書士による、遺言・相続などの無料相談会。 ②利用料 無料		

事業名	劇団公演(踊り座)	参加人数	46名
実施時期	5月・7月・1月・3月	実施回数	4回
事業内容	①劇団名 朝倉劇団踊り座 ②観覧料 無料 ③内 容 歌と踊りの舞台公演		

事業名	健康体操教室	参加人数	45名
実施時期	毎月	実施回数	12回
事業内容	音楽に合わせてストレッチ体操 感染防止対策を徹底し実施		

事業名	お盆カラオケサービスデー	参加人数	13名
実施時期	8月13日～15日	実施回数	1回
事業内容	①内 容 来館者を対象にしたカラオケサービスデー ②利用料 無料 ③その他 優秀者にはプレゼント		

事業名	おふろの日	参加人数	2,042名
実施時期	毎月26日	実施回数	12回
事業内容	利用券の回数券購入者に対して無料券2枚をプレゼント		

事業名	月間カラオケイベント	参加人数	115名
実施時期	4月・7月・12月	実施回数	3回
事業内容	①内 容 カラオケ点数優秀者にプレゼント ②利用料 無料 ③その他 月間を通じて実施		

事業名	月間ダーツイベント	参加人数	54名
実施時期	5月・11月	実施回数	2回
事業内容	①内 容 優秀者にプレゼント ②利用料 無料 ③その他 月間を通じて実施		

事業名	ハロウィンイベント	参加人数	50名
実施時期	10月	実施回数	1回
事業内容	①内 容 小学生以下のお子さんにお菓子のプレゼント ②利用料 無料 ③その他 限定50名		

18. 収支明細書

令和 7 年度

収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	27,120,000	0	27,120,000	27,120,000	0	
利用料金収入	3,600,000	0	3,600,000	5,423,430	△ 1,823,430	施設利用料金
自主事業収入	1,090,000	0	1,090,000	602,197	487,803	自主事業等
その他収入	0	0	0	0	0	
収入合計	31,810,000	0	31,810,000	33,145,627	△ 1,335,627	

支出の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
人件費	常勤職員	3,800,000	0	3,800,000	3,512,748	287,252 館長
	非常勤職員	3,420,000	0	3,420,000	4,506,130	△ 1,086,130 受付・清掃(現地)
	その他	3,200,000	0	3,200,000	2,580,000	620,000 本社費等
事務費	福利厚生費	700,000	0	700,000	1,186,399	△ 486,399 福利厚生費、交通費、法定福利費
	消耗品費	450,000	0	450,000	552,370	△ 102,370
	通信運搬費	230,000	0	230,000	167,016	62,984
	賃借料	1,250,000	0	1,250,000	1,235,429	14,571
	印刷製本費	240,000	0	240,000	399,500	△ 159,500
	損害保険料	50,000	0	50,000	44,960	5,040
	保健衛生費	120,000	0	120,000	43,274	76,726 マスク・アルコール他
	その他	100,000	0	100,000	142,800	△ 42,800 車両費、新聞代他
管理費	水道光熱費	9,740,000	0	9,740,000	11,324,420	△ 1,584,420 電気、水道、ガス
	修繕費	500,000	0	500,000	508,530	△ 8,530
	業務委託費	4,930,000	0	4,930,000	3,311,810	1,618,190
	一般管理費	20,000	0	20,000	8,105	11,895 公租公課、手数料他
	その他	1,220,000	0	1,220,000	1,483,584	△ 263,584 未払い消費税(1年分)
自主事業費	1,840,000	0	1,840,000	571,571	1,268,429	
支出合計	31,810,000	0	31,810,000	31,578,646	231,354	
差引	0	0	0	1,566,981	△ 1,566,981	

令和7年度 大野城市いこいの里 収入額報告書

単位：円

月	利用券	回数券	カラオケ	電話 使用料	自主事業収入												合計
					アメニ ティ	自販機 電気料①	自販機 電気料②	イベント	みどり牛 乳	挽地	磯田	漬物	江崎グリコ	ラムネ カップ麵 餅	レジ袋	その他	
4月	222,400	321,000	9,500	10	2,760	2,489	0	0	0	0	0	0	9,150	42,720	8	0	610,037
5月	180,000	264,000	7,500	20	2,340	2,336	0	0	0	0	0	0	10,200	33,570	16	0	499,982
6月	167,700	252,000	3,500	40	1,770	2,111	0	0	0	0	0	0	9,300	30,630	11	0	467,062
7月	146,900	222,000	13,000	10	2,400	3,196	12,686	0	0	0	0	0	10,950	28,490	13	0	439,645
8月	140,500	230,000	8,000	20	1,350	2,394	0	0	0	0	0	0	11,250	30,960	9	0	424,483
9月	115,600	237,000	8,500	0	1,650	2,841	0	0	0	0	0	0	10,050	24,550	8	0	400,199
10月	147,200	252,000	4,000	0	1,320	2,632	0	0	0	0	0	0	5,700	38,960	10	0	451,822
11月	158,500	281,000	9,000	0	2,430	1,598	0	0	0	0	0	0	3,000	39,950	18	0	495,496
12月	181,500	292,000	11,000	20	2,550	2,921	0	0	0	0	0	0	3,150	38,160	9	0	531,310
1月	175,700	320,000	5,500	10	1,140	2,025	0	0	0	0	0	0	6,270	33,130	4	0	543,779
2月	189,500	310,000	7,000	0	2,280	2,467	13,970	0	0	0	0	0	6,300	39,730	6	0	571,253
3月	211,200	314,000	5,000	100	2,220	3,725	13,806	0	0	0	0	0	6,480	34,020	8	0	590,559
合計	2,036,700	3,295,000	91,500	230	24,210	30,735	40,462	0	0	0	0	0	91,800	414,870	120	0	6,025,627

令和7年度 大野城市いこいの里 自主事業収入明細報告書

単位：円

月	アメニティ	自販機 電気料①	自販機 電気料②	みどり牛乳	挽地	江崎グリコ	ラムネ カップ麺	レジ袋	その他				合計
4月	2,760	2,489	0	0	0	9,150	42,720	8	0				57,127
5月	2,340	2,336	0	0	0	10,200	33,570	16	0				48,462
6月	1,770	2,111	0	0	0	9,300	30,630	11	0				43,822
7月	2,400	3,196	12,686	0	0	10,950	28,490	13	0				57,735
8月	1,350	2,394	0	0	0	11,250	30,960	9	0				45,963
9月	1,650	2,841	0	0	0	10,050	24,550	8	0				39,099
10月	1,320	2,632	0	0	0	5,700	38,960	10	0				48,622
11月	2,430	1,598	0	0	0	3,000	39,950	18	0				46,996
12月	2,550	2,921	0	0	0	3,150	38,160	9	0				46,790
1月	1,140	2,025	0	0	0	6,270	33,130	4	0				42,569
2月	2,280	2,467	13,970	0	0	6,300	39,730	6	0				64,753
3月	2,220	3,725	13,806	0	0	6,480	34,020	8	0				60,259
合計	24,210	30,735	40,462	0	0	91,800	414,870	120	0	0	0	0	602,197

令和7年度 大野城市いこいの里 支出額報告書

税 か か ら な い						税かからない																単位：円		
月	現地 人件費 (館長)	現地 人件費 (スタッ フ)	本社 人件費	移動班	法定福 利	福利厚 生	交通費	備品 購入費	消耗品 費	雑費	光熱水費	燃料費	修繕費	広告 宣伝費	通信 運搬費	委託料	自主事 業 支 出	手数料	車両費	賃借料	租税公 課	損害 保険料	未払い 消費税	合計
4月	242,405	399,000	215,000	0	0	6,600	6,077	0	5,584	7,800	1,113,902	0	55,000	33,000	14,064	53,900	56,014	660	5,000	120,307	0	44,960	0	2,379,273
5月	247,892	343,000	215,000	0	0	0	3,172	0	79,700	31,800	618,459	0	0	33,000	13,923	604,780	35,061	880	5,000	160,081	0	0	0	2,391,748
6月	259,030	341,000	215,000	0	0	0	3,172	0	29,011	7,800	648,967	0	212,960	33,000	14,181	260,100	57,210	825	5,000	95,205	0	0	0	2,182,461
7月	279,147	481,500	215,000	0	0	22,440	3,267	0	33,269	7,800	1,125,812	0	56,870	33,000	13,923	65,450	34,085	330	5,000	58,420	0	0	0	2,435,313
8月	508,425	395,000	215,000	0	0	0	3,126	0	37,033	7,800	1,017,178	0	132,000	33,000	13,880	134,650	76,057	550	5,000	95,205	0	0	0	2,673,904
9月	271,499	332,000	215,000	0	0	0	2,511	0	73,337	7,800	637,579	0	9,900	33,000	13,860	292,000	66,322	110	5,000	95,293	0	0	0	2,055,211
10月	283,648	365,000	215,000	0	0	0	3,126	0	54,625	7,800	685,018	0	23,100	33,000	13,660	757,680	23,595	110	5,000	97,031	0	0	0	2,567,393
11月	245,730	361,374	215,000	0	0	0	2,760	0	95,819	7,800	1,207,235	0	0	33,000	14,084	414,600	46,006	880	5,000	95,205	0	0	0	2,744,493
12月	448,920	367,836	215,000	0	0	440	2,727	0	34,027	13,474	812,023	0	0	36,500	14,834	433,900	39,517	770	5,000	101,838	0	0	0	2,526,806
1月	247,393	371,007	215,000	0	0	0	2,943	0	5,563	7,800	1,331,733	0	0	33,000	14,368	53,900	44,852	440	5,000	103,356	2,000	0	0	2,438,355
2月	234,425	355,152	215,000	0	0	0	2,835	0	55,397	10,600	815,488	0	0	33,000	14,306	135,850	27,518	220	5,000	115,060	0	0	0	2,019,851
3月	244,234	394,261	215,000	0	1,105,861	12,000	3,342	0	49,005	7,800	1,311,026	0	18,700	33,000	11,933	105,000	65,334	330	5,000	98,428	0	0	1,483,584	5,163,838
合計	3,512,748	4,506,130	2,580,000	0	1,105,861	41,480	39,058	0	552,370	126,074	11,324,420	0	508,530	399,500	167,016	3,311,810	571,571	6,105	60,000	1,235,429	2,000	44,960	1,483,584	31,578,646

令和7年度 大野城市いこいの家 自主事業支出詳細

項目	金額
アイスクリーム購入	62,636
サンフレッシュ健康体操 講師料	30,000
入浴剤(ニシカワヤ)	70,158
物品購入(大邦物産)	330,029
販売用タオル(三和)	28,116
踊り座イベント	28,544
イベント景品など	22,088
合計	571,571

令和7年度 大野城市いこいの里 修繕費支出明細報告書

P.1

実施日	支出月	箇所	修繕内容	業者名	支出額
4月18日	4月	機械室	残留塩素系減圧弁修理	グレイテクノサービス	55,000
6月16日	6月	サウナ室	漏電(水滴)による照明点灯不備	甲斐電気	80,960
6月30日	6月	処理場	受水槽バルブ取替修理	東機械	132,000
6月26日	7月	事務室	カードセンサー取り外し	A L S O K	15,400
7月10日	7月	事務室	エアコン取付	甲斐電気	41,470
8月7日	8月	ミストサウナ	加圧ポンプ交換修理	ワイテック	132,000
9月1日	9月	ミストサウナ	ミストポンプ自動エアー抜き	ワイテック	9,900
10月25日	10月	玄関	自動ドア調整工事	北九州オートドア	23,100
3月31日	3月	脱衣所	手洗器水漏れ修理	山本配管工業所	18,700
(P.1) 小計					508,530

令和8年度 労働条件審査チェックシート

提出日	令和8年4月21日	提出者	トキワビル商会 吉田孝二
-----	-----------	-----	--------------

↓数値のみ入力		↓数値のみ		↓数値のみ	
全従業員数	73人 (内訳：正職員)	73人	パート・アルバイト	237人	その他 0人)
業務従事予定者数	1人 (内訳：正職員)	1人	パート・アルバイト	4人	その他 0人)

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合) 就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	☒ はい ☐ いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を休めていますか	☒ はい ☐ いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	☒ はい ☐ いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	☒ はい ☐ いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	☒ はい ☐ いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
17	労働施策総合推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	☒ はい ☐ いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
19	男女雇用機会均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	☒ はい ☐ いいえ
22	パートタイム・有期雇用労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
24	障害者雇用促進法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外

○大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例

平成 7 年 3 月 20 日 条例第 8 号

改正

平成11年 3 月 25 日 条例第 5 号

平成11年12月 21 日 条例第24号

平成15年 3 月 25 日 条例第 2 号

平成17年 6 月 24 日 条例第17号

大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第 5 項の規定に基づき、市内の高齢者等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者等の健康で明るい生活に資することを目的として、大野城市いこいの里（以下「いこいの里」という。）を設置する。

(施設の位置)

第 2 条 いこいの里は、大野城市大字牛頸2472番地62に設置する。

(事業)

第 3 条 いこいの里は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 高齢者の疾病の予防又は治療に関する相談に応じ、適切な援助及び指導を行うこと。
- (2) 高齢者の日常生活に必要な能力の回復及び心身機能の向上のための訓練の援助を行うこと。
- (3) その他第 1 条の設置目的を達成するために必要なこと。

(指定管理者による管理)

第 4 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、いこいの里の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、提出された書類を審査し、かつ、実

績等を考慮し、いこいの里の設置目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

- 3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第3条に規定する事業の実施に関する業務
 - （2） いこいの里の使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
 - （3） いこいの里の利用料金（第13条第1項に規定する利用料金をいう。）に関する業務
 - （4） いこいの里の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕を除く。）に関する業務
- （開館時間及び休館日）

第7条 いこいの里の開館時間は、9時30分から18時までとする。

- 2 いこいの里の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 月曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（個人情報の取扱い）

第8条 指定管理者は、いこいの里の管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は第6条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（使用できる者）

第9条 いこいの里を使用できる者は、おおむね60歳以上の者及び第1条に規定する目的のために使用する者とする。

(使用の許可)

第10条 いこいの里を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、いこいの里の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 感染症にかかっているとき。
- (4) その他いこいの里の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他いこいの里の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第13条 使用者は、いこいの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があると認めるときは、還付することができる。

(損害の賠償等)

第14条 使用者は、その責に帰すべき理由により、いこいの里の施設若しくは設備を破損

し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第2の規定は、平成12年4月1日以後の使用について適用する。

附 則 (平成15年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第1

使用料金表

区分	金額
----	----

市内居住者	60歳以上の者	100円
	その他の者	200円
市外居住者		300円

別表第2

使用料金表

区分	金額
カラオケルーム	1室1時間 500円

備考 使用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。

○大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月25日規則第35号

改正

平成20年4月23日規則第21号

平成29年5月25日規則第11号

大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例施行規則

大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条第1項に規定する申請書は、大野城市いこいの里指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第5条第1項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- （2） 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- （3） 管理業務に要する費用の見込額
- （4） その他市長が必要と認める事項

3 条例第5条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - （2） 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
 - （3） その他市長が必要と認める書類
- （指定等の告示）

第3条 条例第5条第3項の規定による指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第5条第3項の規定による指定管理者の指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第4条 指定管理者として指定された者は、市長と大野城市いこいの里（以下「いこいの里」という。）の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) いこいの里の管理費用に関すること。

(3) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容

(4) 緊急時等における対応方法

(5) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第5条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、いこいの里の管理業務に関する事業報告書を、毎年度5月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) いこいの里の利用状況

(3) いこいの里の管理経費等の収支状況

(4) その他指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める書類

3 市長は、いこいの里の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第6条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条の規定による指定を取り消し、又は、期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令又は第4条に規定する協定に違反したとき。
 - (2) 前条第3項に規定する市長の指示に従わないとき。
 - (3) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- (指定管理者の選定等)

第7条 市長は、指定管理者の候補者の選定に係る手続きを行うときは、あらかじめ大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成29年要綱第21号）に規定する大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会（公募による選定の場合に限る。）に意見を求めるものとする。

(使用許可)

第8条 条例第10条第1項の規定により、団体（10人以上の団体をいう。以下同じ。）がいこいの里の使用許可を受けようとするときは、使用日の1ヶ月前までに、いこいの里使用許可申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、必要な事項を審査し、適当と認めたときは、いこいの里使用許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を交付する。
- 3 前項の許可を受けた団体は、いこいの里を使用するときは、指定管理者に許可書を提示しなければならない。
- 4 個人で使用する場合は使用許可の申請は、使用券（様式第4号又は様式第5号）を購入し、受付窓口において口頭により行うことができる。

(使用時間)

第9条 いこいの里の使用時間は、10時から17時50分までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て使用時間を変更することができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用に当たっては指定管理者の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、施設等の使用が終わったときは、指定管理者の指示に従い清掃及び整理整頓をしなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第13条第4項ただし書に規定する規則で定める事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 災害等により使用できなくなったとき。
- (2) その他指定管理者が利用料金を還付することが適当と認めるとき。
- (その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成20年4月23日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年5月25日規則第11号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

大野城市いこいの里指定管理者指定申請書

年 月 日

大野城市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号（ ） —			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号（ ） —		
	種 別	☐ 法人（種類 ） ☐ 法人以外の団体			
併 せ て 提出する書類	① いこいの里指定管理者事業計画書 ② いこいの里管理運営業務に係る収支予算書 ③ 受託事業実績概要書 ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ⑤ 当該法人の登記事項証明書 ⑥ 当該法人の印鑑登録証明書 ⑦ 当該法人の直近の納税証明書 ア 法人市民税又は市県民税 イ 消費税又は地方消費税 ⑧ 当該法人の前年度の収支決算書及び事業報告書 ⑨ 当該法人の当該年度の収支決算書及び事業計画書 ⑩ 当該法人の設立趣旨、事業内容のパンフレット等、団体概要 がわかる書類（提出部数 2 部）				
備 考					

注意 該当する□の中に **レ** 印をつけてください。

様式第2号（第8条関係）

大野城市いこいの里使用許可申請書

No. _____

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

団体名 _____

責任者 _____ 印

TEL _____

下記のとおり大野城市いこいの里の使用について申請します。なお、使用に際しては大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例及び条例施行規則を遵守するとともに職員の指示に従います。

使用期日	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
使用室名	☐ 相談室 ☐ 娛樂室 ☐ 集会室 ☐ 和室
使用目的	

使用人数	市 内		市 外	合 計
	60 歳 以 上	そ の 他		
	人	人		人

備 考		受 付 印

上記内容につき、大野城市いこいの里の設置及び管理に関する条例施行規則第__条第__項第__号を適用してよいか伺います。

様式第3号（第8条関係）

大野城市いこいの里使用許可書

利用責任者

様

No. _____

使用期日	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分			
使用室名	☐ 相談室 ☐ 娛樂室 ☐ 集会室 ☐ 和室			
使用目的				
使用人数	市 内		市 外	合 計
	60 歳 以 上	そ の 他		
	人	人	人	人
使用料				円

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

指定管理者

使用許可の条件

使用にあたっては、次のことを守ってください。

- 1 使用時間は必ず守ること。
- 2 物品の販売をしないこと。
- 3 指定場所以外で喫煙したり、火気を使用しないこと。
- 4 会場の準備、湯茶の準備、後片付けは使用者で行うこと。
- 5 許可なくして現状を変更したり、張り紙・釘打ち等をしないこと。
- 6 みだりにさわいだり、秩序を乱すような行為をしないこと。
- 7 使用時間は、準備、後片付けの時間も含むものであること。
- 8 その他職員の指示を守り、使用後は職員の検査を受けること。

様式第 4 号（第 8 条関係）

○ ○	使用券 (控) No. _____ い こ い の 里 使用料 _____ 円	使用券 No. _____ い こ い の 里 使用料 _____ 円
	いこいの里領収	いこいの里領収 印

様式第 5 号（第 8 条関係）
（表紙）

No. _____

いこいの里回数券

(区分)

11 枚つづり

_____ 円

いこいの里領収印

（中身）

回数券 No. _____

いこいの里回数券（ ）

(区分)
